

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 障害福祉課

法令名	社会福祉法		法令番号	昭和26年法律第45号		
手続名	社会福祉法人の業務停止命令		根拠条項	第56条第3項		
処分基準	<p>社会福祉法人が、社会福祉法第56条第2項に基づき出された措置命令に従わないときに業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員解職を勧告することができる。</p> <p>処分に当たっては、平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準及び平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領及び平成29年4月27日付け雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」に定める社会福祉法人指導監査実施要綱を判断の指針とする。</p>					
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理 機関	交付 機関		目次 No.